

新型コロナウイルス法的対策 速報版（令和2年3月13日）

各 位

〒700-0817

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階

小林裕彦法律事務所 代表弁護士 小林 裕 彦

藤井 秀孝 丸山 洋平 丸屋 祐太朗 越智 量平

田中 利佳 石井 一弥 中井 美音 青木 祐也

滝本 敦子 田中 宏実

TEL : 086-225-0091

FAX : 086-225-0092

MAIL : kobayashi@kobayashi-law-office.jp

昨今の新型コロナウイルス流行により、企業活動にも影響が出始めてきております。

皆様から多数寄せられている質問について、簡単にまとめましたので、一読していただければと思います。

この他にも何かございましたら、何なりとご相談ください。

Q1 新型コロナウイルスによって、事業の休止を余儀なくされ、やむを得ず休業する場合に、従業員に対して給料を支払う必要はあるのでしょうか。

A 労働基準法26条は、「使用者の責めに帰すべき事由」による休業の場合には、休業手当（平均賃金の6割以上）を支払わなければならないと規定しています。使用者に防止が困難なものであっても、使用者側の領域において生じたものといえる経営上の障害は、「使用者の責めに帰すべき事由」に含まれます。

ただし、不可抗力による休業の場合には、休業手当を支払う必要はありません。新型コロナウイルス流行に伴い、外部のある程度客観的な事由により、使用者が休業を避けることができなかつた場合には、不可抗力にあたるため、休業手当は支払わなくてよいと考えられます。

一方で、休業を避けることはできるが、新型コロナウイルスの蔓延を未然に防ぐために休業する場合などには、労働基準法26条の「使用者の責めに帰すべき事由」による休業にあたり、休業手当を支払わなければなりません。

厚生労働省は、新型コロナウイルス流行に伴い一定の経済上の事由がある場合、**雇用調整助成金制度**の要件を緩和しましたので、使用者は、支払った休業手当の一部の助成を受けることが容易となりました。

Q2 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当は支払う必要があるのでしょうか。

A 労働者が新型コロナウイルスに感染しており休業する場合、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に該当しないため、休業手当を支払う必要はありません。

労働者は、病気休暇制度などを活用することが考えられます。

Q 3 労働者が発熱などの症状があるため、自主的に休んでいる場合、休業手当を支払う必要はありますか。使用者が自宅待機を指示した場合、休業手当を支払う必要はありますか。有給休暇を使うよう指示することはできますか。

A 新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。

一方で、たとえば発熱などの症状があることのみをもって一律に労働者に休んでもらう措置をとる場合のように、使用者の指示による自宅待機の場合は、労働基準法 26 条の休業手当を支払う必要があります。

有給休暇は、労働者が自由に取得できるものであり、使用者が一方向的に指示できるものではないことに注意が必要です。

Q 4 労働者の家族に発熱などの症状があるため、使用者が自宅待機を指示した場合、休業手当を支払う必要はありますか。

A 使用者の指示による休業であるため、休業手当を支払わなければなりません。

家族が陽性だった場合でも、当該労働者が陽性とは限らないので、休業を命じる場合には、休業手当を支払う必要があります。

Q 5 学校の一斉休業に伴い、子どもの面倒を見るために仕事を休まなければならない労働者に対して、休業手当の支払義務はあるのでしょうか。

A 「使用者の責めに帰すべき事由」による休業ではないため、休業手当の支払義務はありません。

なお、休校による子どもの世話や、感染を疑われる症状のある子どもの世話のため、保護者が仕事を休むとき、正規・非正規を問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別に、賃金全額支給の休暇を取得させた使用者に、日額 8,330 円を上限としてその全額を助成する制度が、近日中に創設されます。

詳細については改めて発表されますが、使用者としては、この制度を利用して、労働者に賃金全額支給の休暇を取得させることも検討に値すると考えます。

Q 6 観光客向けの店舗を営んでいますが、2月中旬から利用者が激減し、従業員への給与支払も危なくなってきました。時間をかけずに受けられる融資など、支援策はないでしょうか。

A 経済産業省は、新型コロナウイルスの発生に伴い、影響を受ける業種に属する中小企業の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業の資金繰り支援措置を行っています。

日本政策金融公庫の「セーフティーネット貸付制度」の要件を緩和し、従来の「売上高が 5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象とすることにしました。ほかにも、信用保証協会などの保証制度があります。

経済産業省が「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 日本政策金融公庫岡山支店 086-222-7666」を設置し、相談に対応していますので、お近くの各窓口にご相談ください。

以上